

規制改革要望等への対応の方向性について

平成23年7月

産業構造審議会地域経済産業分科会
工場立地法検討小委員会

目 次

I. はじめに	1
II. 直近の工場立地法の制度見直しについて	2
III. 工場立地法の効果	
1. 緑地の整備状況	2
2. 製造業関連の公害苦情件数の減少	3
IV. 工場立地法を巡る主要な動向	
1. 地域主権の推進	4
2. 国内投資促進に向けた取組の必要性	5
3. 総合特別区域法について	5
V. 工場立地法の規制に関する要望等について	6
VI. 規制緩和要望等への対応の方向性について	
1. 緑地面積率等規制の緩和要望についての基本的な認識	7
2. 規制改革要望等に対する具体的な対応策の検討	
(1) 地域準則制度の一層の活用について	9
①地域準則制度の趣旨	9
②地域準則制度を一層活用する必要性	10
③地域準則制度の一層の活用を実現するための方策	11
(2) 屋上緑化等の重複緑地の算入率の見直しについて	14
(3) 植栽規定の見直しについて	15
(4) 手続の迅速化・様式等の簡素化について	16
(5) 東日本大震災への対応について	17
VII. おわりに	17

【参考】

・工場立地法等を活用している事例	19
・工場立地法手続の迅速化・簡素化に取り組んでいる事例	20
産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会 委員名簿	21
産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会 検討経過	22

I. はじめに

本報告書の冒頭をお借りし、本年（平成23年）3月11日に起こった東日本大震災による被害を受けた方々に対して心からのお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復興を祈念したい。当小委員会の委員各人もそれぞれの立場から、微力ながら被災地の一刻も早い復興のために、全力を尽くしていく所存である。

工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにすることにより国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的として、昭和48年に「工場立地の調査等に関する法律」を改正する形で制定された法律である。具体的には一定規模以上の工場について、生産施設面積、緑地面積及び環境施設面積の敷地面積に対する割合などに関する規制を行うとともに、これらの事項について届出を義務化し、届出内容に対し、必要に応じて勧告、変更命令等を課することなどが規定されている。

法施行から40年近い時間が経過したが、この間に、時々の経済・社会等の変化に伴い、法の運用のあり方について随時見直しが行われてきた。直近では、太陽光発電施設の導入が進む中で、太陽光発電施設の位置づけを明確化する必要があるとの問題意識の下、本小委員会において議論を行い、この議論の結果が主務官庁による省令等の改正につながっている。

平成23年1月から4月にかけて、全3回開催された今回の工場立地法検討小委員会は、政府内での規制改革の議論及び総合特区法についての議論の中で提示された工場立地法に対する規制改革要望への対応を検討するため開催されたものであり、本報告書は、上述の要望に対して工場立地法の適正な運用を図る観点から対応の方向性を示すものである。

また、今回の小委員会では、これらの検討に加え、工場立地法を巡る主要な動向として、近年政府全体で取組が進んでいる地域主権改革への対応や国内投資促進に関する諸施策に関連する様々なトピックについても取り上げ、認識を深めた。これらのトピックの中には、例えば、「規制手続の簡素化」のように、工場立地法の運用の観点からも積極的に対応する必要がある事項もあり、こう

した論点については、当小委員会として、対応の方向性についても言及した。

Ⅱ. 直近の工場立地法の制度見直しについて

工場立地法検討小委員会は、直近では、平成22年1月から2月にかけて3回開催され、その際の検討結果を「工場立地法検討小委員会報告書」としてまとめ、公表した。報告書においては、大きく、①工場立地法における太陽光発電施設の位置づけ、②安全・衛生上の問題などに急ぎ対処が必要な場合における「10㎡以下の緑地の減少」に対する提言を盛り込んだ。

その後、この提言を踏まえ、以下の通り主務省令等の改正が行われた。

1. 用役施設たる太陽光発電施設の取扱い

生産施設に該当するものを除く太陽光発電施設の用に供する区画された土地（緑地と重複する部分を除く）及び太陽光発電施設のうち建築物等施設の屋上その他の屋外に設置されるもの（緑地又は緑地以外の環境施設の用に供する土地と重複するものを除く）を緑地以外の環境施設に位置づける省令改正を平成22年6月30日付けで行った。

2. 緑地面積減少にかかる「軽微な変更」

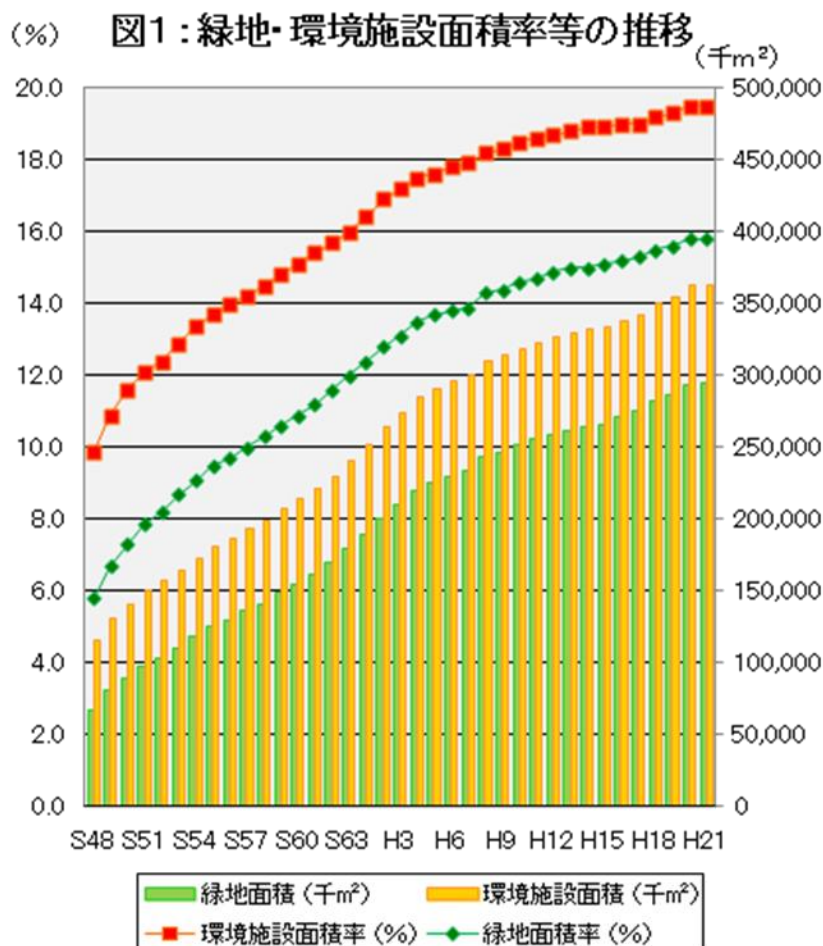
特定工場に係る緑地の削減によるその面積の変更であって、当該削除によって減少する面積の合計が10㎡以下のもの（保安上その他やむを得ない事由により速やかに行う必要がある場合に限る）を軽微な変更に加える省令改正を平成22年6月30日付けで行った。

Ⅲ. 工場立地法の効果

1. 緑地の整備状況

法施行以降（昭和49年以降）に新設された特定工場は、工場の立地時に準則又は地域準則や市町村準則に基づき緑地等を整備することが義務付けられており、また、法施行時（昭和49年）において既に設置されていた工場については、生産施設を建て替えるごとに徐々に準則値に近づけるよう緑地を整備することが義務付けられている。

このため、工場立地法の施行により工場における緑地の整備割合は年々増加しており、届けられている特定工場の緑地面積の敷地面積に対する割合（緑地面積率）は、同法施行当時の平均5.8%から平成21年には平均15.8%まで向上している。（図1参照）

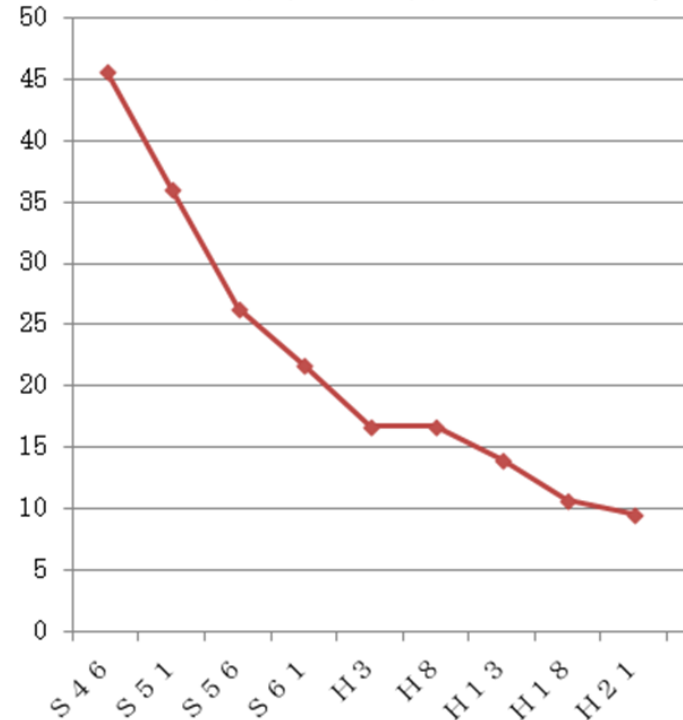


[経済産業省立地環境整備課 調査]

2. 製造業関連の公害苦情件数の減少

工場の周辺環境との調和という観点からは、昭和48年当時、全国の地方公共団体の公害相談窓口寄せられた公害苦情の件数（公害苦情受付件数）は、86,777件で、そのうち製造業が占める割合は43.2%（37,467件）であったのに対し、平成21年には公害苦情受付件数は、81,632件中、製造業が占める割合は9.6%（7,800件）と低くなっている。（図2参照）

図2：公害苦情件数に製造業が占める割合



【総務省公害等調整委員会「平成21年度公害苦情調査」】

こうした製造業関連の公害苦情の受付件数や全体に占める割合の減少の背景には、環境関連法制の充実、環境技術の発展、企業の取組の進展等に加え、工場立地法に基づく規制も寄与してきたものと考えられる。

IV. 工場立地法を巡る主要な動向

1. 地域主権の推進

住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするという地域主権改革の理念の下、平成22年6月に地域主権戦略大綱が閣議決定され、この中で工場立地法についても、都道府県及び指定都市の条例による緑地面積率等に係る地域準則の制定権限及び関連する事務をすべての市に移譲するべき旨が盛り込まれた。

こうした、政府内での検討の結果を踏まえ、平成23年3月には、工場立地法の一部改正についても盛り込んだ「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」が閣議決定され、国会に提出されている（現時点において審議未了。）。

なお、工場立地法の事務については、都道府県の権限が地方自治法により一部の市町村に移譲されており、企業立地促進法に基づく工場立地法の特例措置としての権限移譲とあわせ、3割以上の市町村で既に工場立地法の事務を行っている。

2. 国内投資促進に向けた取組の必要性

平成22年11月に国内投資促進円卓会議における議論を経て、「日本国内投資促進プログラム」が策定された。これは、我が国の「立地競争力」の低下が中長期的な我が国の国際競争力の喪失を惹起しかねないとの問題意識に基づき、産業界、労働界等の取組を全力で支援し、国内における企業の投資・事業活動を促進する「成長促進型」政策を強力に推進するために策定されたものである。

経済産業省では「日本国内投資促進プログラム」の一部である「企業立地促進総合プラン」に基づき、全国の地域ブロックごとに工場立地相談窓口の設置を行うとともに、国内投資促進のためのベストプラクティス集の策定を行うなど、企業の立地や投資の障壁を除去し、企業の負担軽減に取り組んでいる。

工場立地法は、工場立地が環境等の保全を図りつつ推進されることを実現するための法律であり、その趣旨は、現代においても尊重されるべきであるが、一方で、上述の様な我が国の立地競争力を巡る厳しい状況や政府としての取組状況を踏まえれば、例えば、自治体における手続の一層の迅速化などその運用については不断に見直し、改善を図る必要がある。

3. 総合特別区域法について

産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るために構想された「総合特別区域法案」が、平成23年6月22日に成立した。

総合特別区域法案においては、様々な法律の特例措置が盛り込まれているが、同法案の検討に際して、地域からは、工場立地法の緑地面積率等規制についても一層の規制緩和を実現し、工場等の新增設を促進し我が国の国際競争力の強

化を実現すべきではないかとの要望が寄せられた。

このため、同法案には、国際戦略総合特別区域としてのポテンシャルのある地域における工場等の新增設を促進する観点から、特定国際戦略事業として工場等新增設促進事業を国際戦略総合特別区域計画に記載し、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、現行制度（工場立地法及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（以下「企業立地促進法」という。））のもとで定められた準則に代えて適用できる準則を、当該国際戦略総合特別区域の認定を得た市町村の条例により、地域の判断で自由に定めることができるという、工場立地法及び企業立地促進法の特例措置が盛り込まれた。

V. 工場立地法の規制に関する要望等について

内閣府行政刷新会議が中心となって政府としてとりまとめた「規制・制度改革に係る方針（平成23年4月8日 閣議決定）」において、工場立地法について、平成23年度中に「国内工場の空洞化が一層深刻化する現下の状況を踏まえ、建て替え阻害の要因となりうる、飛び緑地や壁面緑地及び屋上緑地に対する面積参入範囲の拡大、緑化のための植栽規定の見直し、地方自治体に「地域準則」を積極的に活用させる方策等、緑地面積率規定の在り方について検討し、結論を得る。」こととされており、当小委員会では、こうした規制改革等に関する政府の方針を踏まえ、工場立地法の運用のあり方を検討した。

上記のとおり、工場立地法に対する規制改革の要望は、様々なものがあるが、いずれも緑地面積率等に関する要望であることから、これらの要望の背景には共通して、現在の緑地面積率等規制が工場の建て替え等の設備投資の阻害要因となっているとの問題意識があるものと考えられる。このため、これらの規制改革要望の根本的な問題たる緑地面積率等規制の緩和を検討する必要がある。

当小委員会では、緑地面積率規制の緩和の方策として、IV. 1. で述べた「地域主権」の推進という昨今の社会の大きな変化も踏まえ、「地域準則制度の一層の活用」について集中的に検討を行った。

また、IV. 3. において言及した「総合特別区域法」の検討に際し、規制緩和に係る地域からの要望を内閣官房地域活性化事務局がまとめたところ、工場立地法について、「緑地の25%までとする工場の重複緑地の算入率を緩和すべ

き。」との要望が呈され、当該要望への措置の可否を検討することとなったため、この点についても当小委員会において検討した。

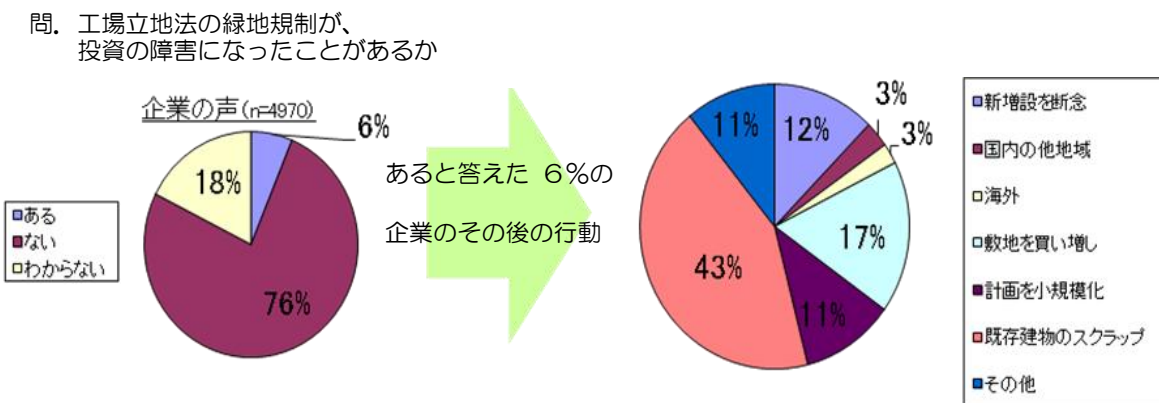
さらに、今般の検討ではこれらの検討に留まらず、IV. 2. において述べたような、社会・経済環境の大きな変化も踏まえ、工場立地法の目的を実現することが可能な範囲で、企業の国内投資を促すための見直しについても議論した。

VI. 規制緩和要望等への対応の方向性について

1. 緑地面積率等規制の緩和要望についての基本的な認識

今般の検討に際し、経済産業省が全特定工場を対象に行ったアンケート調査では、回答のあった工場のうち、6%（約300社）の工場が、緑地面積率規制が工場の増設の際に障害になったと答えている。（図3参照）

図3：工場立地法の緑地規制と企業行動との関係



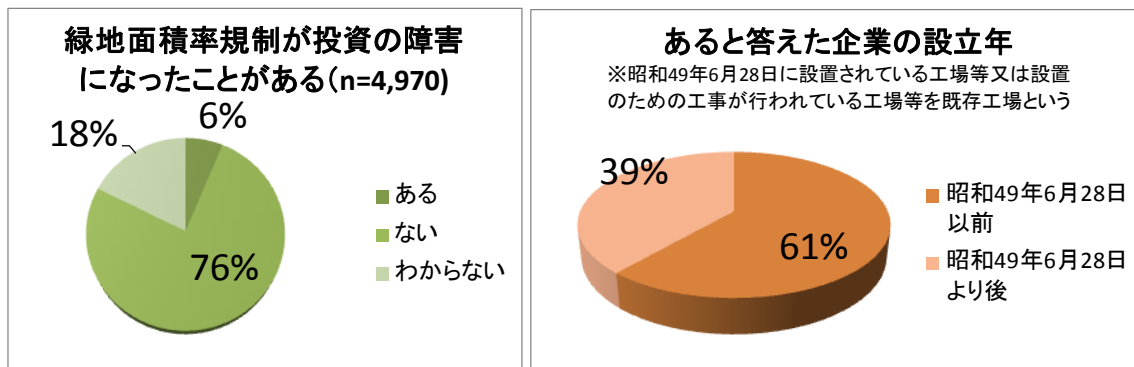
出典：平成22年12月経済産業省アンケート調査

この、6%（300社）という数字は、必ずしも「大きい」割合とは言えないが、少なくともこれら300社の企業は、新規の設備投資に際して、「既存建物のスクラップ」、「新設を断念」、「設備投資計画の小規模化」や「海外への展開」により工場立地法の規制に対し対応しており（図3参照）、また、主に産業界から毎年のように工場立地法に係る規制緩和要望が呈されている状況に鑑みると、工場立地法の規制が、企業の国内投資に対して一定の制約となっている

という状況があるといえる。

なお、アンケート結果をより詳細に分析すると、特に「既存工場」と言われる昭和49年6月28日以前に建設された工場において、緑地面積率規制が投資の障害となったケースが多いという結果が得られた（図4参照）。また、古くから立地する工場群を多く有する自治体の委員からは、「既存不適格工場（既存工場でかつ工場立地法の基準を満たしていない工場）においては、「緑地面積率が3%という工場もある」との発言や「（当自治体で実施した）以前の調査で、管内の特定工場のうち7割の工場が過去の工場増設の際、緑地の確保が負担となったと回答しており、うち3割が計画変更や計画を断念したとのことであった。」との報告があった。これらは、一部の地域や企業に緑地面積率規制による負担が偏っている構造があることを示しているものと考えられる。

図4：緑地規制を障害とする企業の多くは既存工場



出典：経済産業省 平成22年12月アンケート調査

工場立地法については、これを「過剰」とする見方がある一方、緑地面積率等の規制の目的である緑地等の整備の推進による工場等と地域の融和について、上述のアンケート調査においても肯定的に捉える意見も多い（図5参照）。当小委員会における議論においても、産業界・自治体等から「企業として環境への配慮は不可欠」、「二酸化窒素の減少等に一定の成果があるのでは」、「ヒートアイランド現象の緩和に役立つ」、「緑化規制は地球温暖化防止策として有効」、「景観の観点からは緑化規制の強化を望む」といった肯定的な意見も多くみられた。

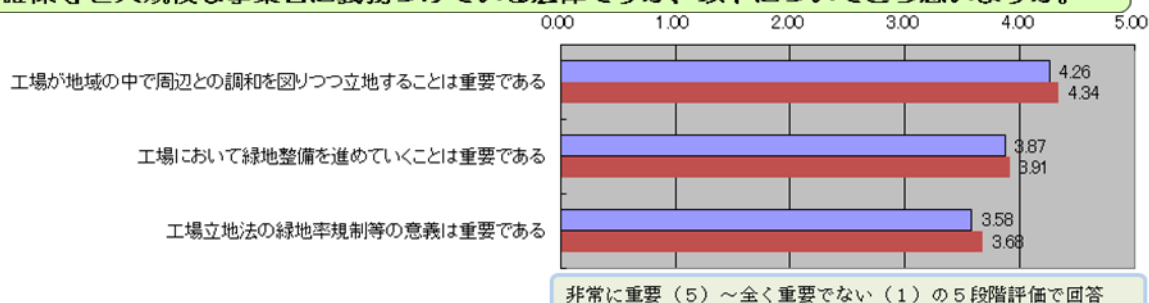
この様に、工場立地法の緑地面積規制の緩和を検討する上では、相反する立場の意見が、両論存在していることを踏まえる必要がある。

図5：緑地の意義について

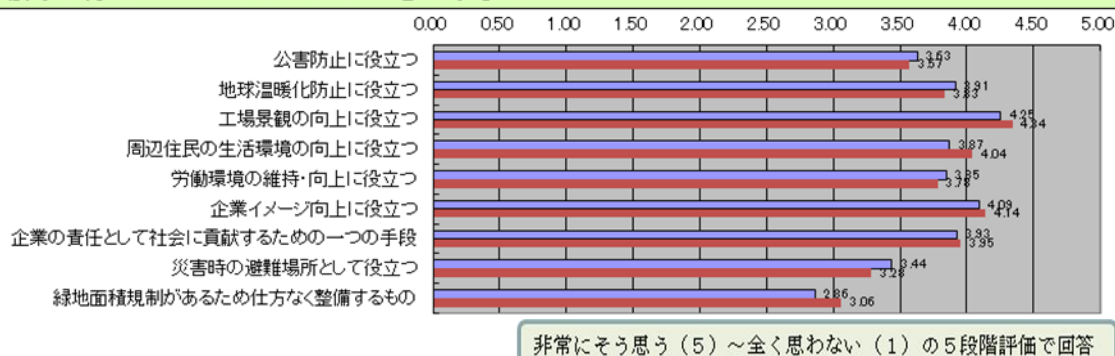
企業=約 5,000 社からの回答

自治体=約 1,075 社からの回答

工場立地法は、工場立地が地域の生活環境との調和を図りつつ、適正に行われるよう、緑地の確保等を大規模な事業者に義務づけている法律ですが、以下についてどう思いますか。



工場立地法では環境の保全と周辺地域と工場との調和のため、緑地を重視しています。工場内の緑地についてどのように考えますか



出典：平成22年12月経済産業省アンケート調査

2. 規制改革要望等に対する具体的な対応策の検討

(1) 地域準則制度の一層の活用について

① 地域準則制度の趣旨

現在、工場立地法第4条の2の規定に基づき、都道府県（又は政令市。以下同じ。）は、「その自然的・社会的条件から判断して」、緑地面積率等について、国の準則に代えて適用する他の準則を適用することが適当である場合には、「条例で」、国が定めた緑地面積率等に関する準則「に代えて適用すべき

準則を定めることができる。」こととされている。

これは、工場立地法の緑地面積率規制が、工場とその周辺の地域の調和を実現し、周辺の地域の生活環境の保持を実現するためのものであることを踏まえ、こうした緑地面積率規制の目的を実現するためには、国が全国一律の基準として準則を定めるものの、地域の事情によっては、その地域が自らの意志で定めた基準を優先して適用する必要があるとの考えから導入されたものである。

なお、制度の趣旨・目的は異なるものの、同様のスキームの制度として、企業立地促進法第10条による市町村準則制度がある。

【参考】「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」（平成19年法律第40号、以下「企業立地促進法」という。）第10条に基づく市町村条例について

企業立地促進法は産業集積が地域経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のために地方公共団体が行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するための措置を講ずる法律である。

同法第10条では、工場立地法の特例として企業立地促進法に基づく基本計画に定めた企業立地重点促進区域の存する市町村が、条例で、国または都道府県（政令市）が定めた準則に代えて、緑地・環境施設面積率を定めることができる旨規定している。

平成22年1月時点で、1,761市町村（政令市含む）のうち171市町村がこの市町村準則を制定している。

②地域準則制度を一層活用する必要性

工場立地法の緑地面積率規制に関連する事務の多くは、自治事務として地方自治体に権限が付与されている。これは、工場立地法の法目的を実現するためには、工場やその周辺地域の実態をより把握している地方自治体としての判断が必要になるとの考えから措置されたものである。

①で述べたとおり、規制緩和の要望が多い緑地面積率についても、現行制

度の下で、地方自治体が国の基準を上書きして地域独自の基準を定めることが可能であり、実際には様々な規制緩和要望については、地域が独自の準則を定めること等により、地域において対応することが可能である。また、法律の目的や関連する権限が都道府県に付与されていることから考えても、まず、一義的には地域において問題解決を図ることが必要である。

工場立地法に基づく地域準則は、1都7県7政令市において制定されている（平成23年4月1日現在）が、一方で、約63%の自治体では、今後も地域準則制定の予定はないと回答している。

また、同時期に事業者向けに実施したアンケート調査では、何らかの意味で、現在の工場立地法の緑地面積率規制の全国基準を見直すべきと回答した企業（全体の66%）のうち、63%が、地域準則が制定されていない自治体に立地しているという結果が得られた。

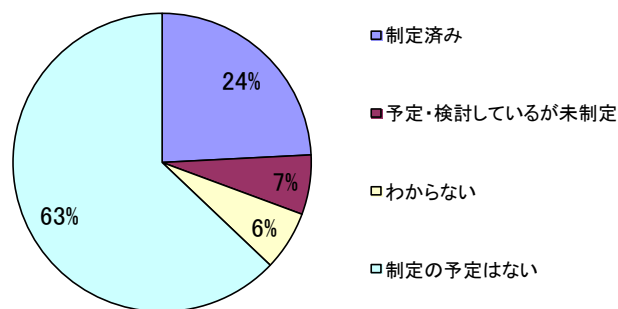
これらのアンケート結果は、工場立地法の規制緩和に対して、自治体の立場から一層の取組を行う余地があることを示している。

③地域準則制度の一層の活用を実現するための方策

（i）情報の適切な提供等による地域準則の活用の推進

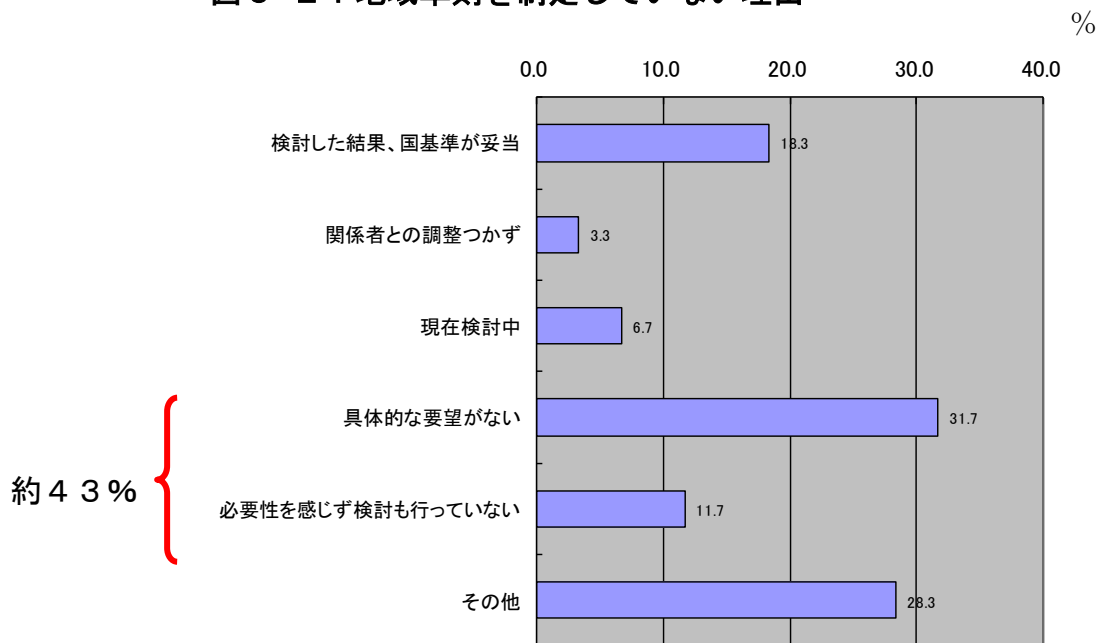
自治体に対するアンケート調査の結果（図6-1、6-2参照）では、地域準則を制定していない道府県等に対してその理由を尋ねると、「具体的な要望や必要性がないため制定していない」との回答が多く、全体の約43%を占める。

図6-1：地域準則を制定しているか



出典：経済産業省 平成22年12月アンケート調査

図6-2：地域準則を制定していない理由



出典：経済産業省 平成22年12月アンケート調査

事業者に対するアンケート調査の結果によると、全企業の約6割が何らかの工場立地法の規制緩和を求めているが、それにも関わらず都道府県の多くがそのニーズを把握していないという状況が生じていることになる。

多くの自治体には当てはまらないかもしれないが、こうした状況の背景には、事業者が地域準則制度について充分知らない、あるいは、知っていても規制緩和の要望を地元自治体には行いづらい「雰囲気」があるといった事情により、地域において企業と自治体の会話が充分行われていないことが原因となっている可能性がある。

この点を解消するためには、国が自治体及び事業者に対して、分かりやすく地域準則制度等の制度の概要を再度周知し、関係者が広く制度を理解することが必要である。また、工場立地に係る規制等について、産業界の課題・問題について自治体が管内の住民や企業等の声を幅広く聴く機会を設ける、あるいは産業サイドに課題を提案させるなどの参加型の取組を推進することも今後一層重要になるものと考えられる。

また、国も、企業からの相談があった場合には、当該企業が立地する自治体

に対して当該企業のニーズ等を伝達するなど、地域において、企業のニーズを踏まえた対応が可能となるような活動を行う必要があるのではないか。

さらに、この他、アンケート結果を参照すると、「都道府県では管轄区域が広く、都市部の工場から農村部の工場までの実情や要望を反映し、道府県全域に新たな基準を設定することが困難」、あるいは、「緑化推進制度との整合性を図る必要性があり、なかなか工場立地法の準則制定にまで至らない」との声もあるが、こうした点については、尼崎市、川崎市や千葉県など、先行して地域での準則策定を定めている自治体の取組を参考としつつ、取組を推進する必要がある、国はこうした先行的な優良事例を収集し、これから地域準則等を定めようとする自治体に対して情報提供を行うことが必要であると考えられる。

(こうした問題意識の下、兵庫県尼崎市の取組事例を本報告書の最後に掲載しているので参考にされたい。)

(ii) 地域準則を制定する際の自由度の拡大

自治体に対するアンケートの結果を見ると、地域準則を使い勝手の良い制度とするためには、ある程度、地域準則により定められる緑地面積率等の幅を拡大して欲しいとの意見が見られた。

地域準則制度を導入した平成9年から地域準則の基準を見直した平成16年までの約6年間は、地域準則の範囲は国が定める準則値プラスマイナス5%となっていた。これは、地域準則制度の導入がなされてから間もなかったため、非常に限定的な運用のみを認めていたものであった。

その後、平成16年に、都道府県の判断により地域性にに基づき独自の基準を定め得る幅が広がるよう、国の準則値プラスマイナス10%の幅の中で地域準則の制定を可能とする制度改正を行った。

今般、一層の地域準則制度の活用を推進する必要性や、平成19年の企業立地促進法による市町村準則制度の導入により、自治体における地域準則に対する知見が一層蓄積されている状況があること等の変化を踏まえ、現在認めているプラスマイナス10%の範囲を拡大し、例えば工業専用地域においては、マイナス15%まで地域準則の制定権限を拡大すること等を検討するべきではないか。

(iii) 地域準則の区域の区分の追加

山林地域や農村部に位置し、周辺を森の様な自然に囲まれ、さらに周辺に住居が存在しないような場合においては、工場が自らの敷地内において緑地の整備をする必要性が相対的に低いと考えられることから、緑地面積率の緩和を希望する声が上がっている。

本来、こうしたケースも、地域準則制度を用い自治体が各地域の実情に応じて緑地面積率等の設定を行うこととで適正な運用が図られるものと期待されるが、現在の地域準則の区域の区分では、用途地域の定めのないエリアについては、今後の用途地域の指定の動向や現に用途地域の定めのある周辺地域の状況等を参考に区域の設定を行うこととなっているため、どの様な場合にどの程度の準則を定めることができるのか、必ずしも明確ではなく、現実には、上記の様なケースにおいては地域準則の制定が進んでいないのが実情である。

本法の目的が、地域の生活環境との調和であることを踏まえ、周辺に住居が存在しない、工場が森林に囲まれている等の一定の要件を満たす区域を明確化し、独自の緑地面積率等を適用することが可能となるよう、新たな区域区分を追加し、地域の実情に応じた地域準則制度の活用が進むよう環境を整備すべきではないか。また、その際は、実際の土地利用のあり方により自治体が判断し、ふさわしい地域準則の割合を決定できるよう、工業専用地域や準工業地域等と同様の幅で地域準則の制定を可能とするようにするべきではないか。

(2) 屋上緑化等の重複緑地の算入率の見直しについて

屋上緑化等の重複緑地については、平成16年に施行規則を改正し、配管の下緑地、屋上緑化の一部等を緑地として認めた上で、既に整備された緑地ができる限り減少しないよう、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の25%に限って緑地面積への参入を認めることとしている。

今回、この25%という制限を緩和できないかとの要望がなされているが、この数値は、重複緑地が、通常の緑地よりも効果が劣るのではないかと意見もある中で、平成16年当時、当小委員会における議論を踏まえ決定されたも

のである。

しかし、当時に比べ、現在では屋上緑化の技術も更に向上し、特に、新たな土地の確保が困難な大都市部においては屋上緑地等による多様な緑地整備を認めることが、工場における緑化を実現するために一層重要となってきた。こうした状況を踏まえ、さらなる工場緑化の推進を実現するためには、屋上緑化の取組を適正に評価できる仕組みとしていくことが必要である。

しかしながら、他方で、屋上緑化等の重要性は、地域によってその必要性や許容性が異なっていると思われる。このため屋上緑化等の重複緑地の算入率については、それぞれの地域性を踏まえ、自治体が判断できるような環境を整備するべきである。

具体的には、例えば、「緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準」に重複緑地の算入率に関する項目を設け、地域準則として条例により緑地面積の25%から50%の間で算入率を設定できるようにすることが考えられる。

都道府県等の判断により屋上緑化の算入率が上がれば、特に、上述のような大都市部における工場など、限られた土地で緑化の取組を推進したいと考えている工場等において一層の緑化が推進され、周辺的生活環境の向上が実現することが期待できる。

(3) 植栽規定の見直しについて

工場立地法上「緑地」は、「植栽その他の主務省令で定める施設をいう。」と定義されている。省令で、工場立地法において緑地として認める最小単位や緑地の質を定めることは、工場立地法の対象となる緑地を明確化するためには、最低限は必要不可欠であるといえる。

しかし、木の本数で緑地を定義していることから、現在は届出の際に木の本数を全て確認することを事業者に求めており、特に大規模な特定工場においてはこの事務を遂行する際の負担感も強く、事業者向けアンケート等においては、緑地の種類、樹木の本数等の規制緩和要望が出されていることを考えると、現在の緑地の定義のあり方が非合理的なものとなりつつある可能性がある。

また、最近では、限られた土地において10㎡以下の小さな土地を活用し

つつ周辺環境との調和を図るために、小規模な緑化を推進している事例が見られるように、必ずしも大規模な緑地のみを本法の対象とすることが適切ではない状況が生じている。本法の目的を実現するためには、むしろ、こうした小規模な緑地の整備のための取組についても工場立地法の対象として評価しうる制度とするべきである。

こうした観点を踏まえ、緑地の規定を以下のように見直すことが考えられるのではないか。

- ①樹木が生育する土地又は建築物屋上等緑化施設
- ②低木又は芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る）
で表面が覆われている土地又は屋上等緑化施設

（４）手続の迅速化・様式等の簡素化について

国内投資の促進を図る観点から、工場等の立地関連規制の手続の迅速化や手続の際の様式の簡素化は、極めて重要な課題である。

当小委員会の議論においても、「手続の迅速化で工場等の新增設等の促進に寄与する」との意見が出されており、手続の迅速化が更なる投資の呼び込みにつながる可能性もあるため、引き続き積極的に取り組むべきである。

こうした取組の参考とするため、国は、工場立地法の手続について迅速化・簡素化に取り組んでいる事例を収集し、他の自治体に対し情報提供を行うような取組を行うことが必要であると考え。（こうした問題意識の下、新潟県糸魚川市の取組事例を本報告書の最後に掲載しているので参考にされたい。）

工場の立地手続のあり方については、その規制の趣旨を損なわない範囲において、最も合理的なものとなるよう、担当省庁又は地方自治体は常日頃から意識して現在のあり方を見直す必要がある。

例えば、工場立地法の運用においては、これまでも事業者の負担を軽減する観点から、提出部数の削減、届出事項の削減等を行ってきたところであり、今後も法の執行の適正性を損なわない範囲においてこうした見直しを実施していくべきであると考え。

※地方自治体によっては、法定外の趣旨説明書・届出の補足説明書等の作成・提出を

事業者に義務づけ、結果工場立地法の届出書類との重複をきたしていることがある。また、補足説明書中に設備投資額を求めている場合もある。地方自治体が独自に立地工場関係の情報を収集することは非常に重要であるが、その際は、届出内容との重複を避けるなど事業者に過度の負担につながることをないよう留意する必要がある。

また、仮に上記（３）のような植栽規定の見直しが実現した場合には、その見直しとともに、様式についても簡素化を行う事ができる。このため、（３）を行う場合には、併せて様式の見直しも推進すべきである。

（５）東日本大震災への対応について

３月１１日に発生した東日本大震災においては、多くの工場立地法の特定工場も被災した。上述の（１）から（４）までの検討事項とは別途に当小委員会として、被災した特定工場の復旧・復興等に向け、工場立地法の運用に関する考え方を示したい。

東日本大震災により、倒壊等した工場の復旧のための仮設工場の新設等については、経済産業省から、被災自治体に対し、工場立地法上の生産施設とはせず勧告をしない等を内容とした通知を行ったところであり（４月１８日付け）、こうした通知を踏まえ、被災自治体においては、適切な法の運用を図る必要がある。

また、大震災により生じた電力の供給力不足による今夏に向けた需要対策などの影響が、工場等の立地にどの様に影響を与えるかは未知数の部分もあるが、こうした事態に対しても、東日本大震災からの復旧に準じるような「非常時」との認識で対応を行うべきであり、こうした認識に基づき何らかの対応が行われるべきと考える。

Ⅶ. おわりに

工場立地法検討小委員会では、規制改革要望等により提示された問題に対し、当小委員会としての対応の方向性を示すため、議論を重ねてきた。

議論の結果についてはⅥ. において詳述しているが、基本的には、工場立地

法により事業者に課される緑地面積率は、地域準則制度等を活用し、地域における住民や企業と行政とのコミュニケーションの中で、地域において具体的に定めるべきであり、そのための取組を地域において推進することが重要であるというのが、当小委員会での議論によって得られた工場立地法の緑地面積率規制のあり方についての基本的な考え方である。

そもそも、地域の生活環境の向上のために工場立地法により事業者に義務付けられている緑地の整備は、工場が立地する地域によりその必要性の程度は異なるし、緑地が有する多様な効果についても地域により、どの様に評価すべきかの考え方が異なるものであることから、本法の目的を達するためには、地域性を踏まえた対応を推進することが必要である。

こうした観点から、国は、地域において独自の取組を行うことが可能となるよう、関連諸制度の見直しや、適時適切な情報提供を行うなど地域の取組が推進されるよう環境の整備を行うため一層の努力を行うべきである。

また、今回の検討は、もともと規制改革要望等に端を発したものであったが、規制改革要望等に関する議論だけではなく、関連して、その他にも様々な意見が示された。例えば、先の東日本大震災等による国内投資環境の悪化による一層の空洞化の進展を懸念する立場から、国内立地や国内投資の促進を行うための取組が必要ではないかとの意見があった。

こうした問題に言及することは、本小委員会に与えられた役割の範囲を超える可能性もあるが、今後の、「工場立地」、そして、日本経済の再生を考える上では非常に重要な論点であることは間違いなく、国や地域において積極的かつ具体的に検討を進めるべきであると考えます。

今後、本報告書において示した考え方を踏まえ、国や自治体、地域において工場立地法の運用や工場立地についての議論が深められ、工場立地が周辺の生活環境との調和を図りつつ、一層推進されることを期待したい。

【参考】

工場立地法の特例を活用している事例 [p. 13]

●兵庫県尼崎市

企業立地促進法に基づく工場立地法の特例を利用し、市内の緑地面積規制を10%に落としているものの、「工場緑化等の推進基準」を条例として策定し、国基準（緑地面積率20%）との差10%を市独自のルールで確保するよう定めることで、工場の建て替え等を促進するとともに、緑化や地球温暖化防止の推進も目指している。緑化の要請と企業の規制緩和ニーズという通常であれば、相反する要素のバランスを上手くとって、双方にとって意味のある取組を実現している事例である。

「工場緑化等の推進基準」より ※上から順に優先的に実施すべきとしている。

①景観に配慮した緑量のある沿道等の緑化の誘導

塀等のセットバックなどを行った場合に通常の緑地の1.5倍の面積として算定する。また、透過性フェンス設置により沿道等の緑化に貢献しているものは通常の緑地の1.2倍で換算している。

②高木の育成と地域貢献となる推奨樹種の誘導

高木の二酸化炭素吸収量を評価したり、地域住民等の推奨する樹種の植栽は、さらに1割増で算定したりしている。

③こまめな緑化の推進

一定容量を満たすプランター等による緑化、ビオトープの水生植物が水面の概ね1/2以上植栽する場合等、いずれも工場立地法上の緑地として認められないものを、一定の条件を満たせば市の「工場緑化等面積」として認めている。

④クリーンエネルギーの導入

太陽光パネル面積の1/2を工場緑化等面積として認めている。

⑤敷地外緑地の確保

①～④の手法でもまだ「工場緑化等面積」が必要な場合、特定工場の敷地外に確保する概ね100㎡以上の市内に存する緑地を、工場立地法の算定基準により算入できるものとしている。（特定エリアはさらに割り増し加算）

⑥緑化基金・環境基金による特例

①～⑤の手法でも、なお「工場緑化等面積」が必要な場合は、緑化基金・環境基金への協力として、一定基準による金額を寄付した場合、必要とされる「工場緑化等面積」の1/2を超えない範囲内で当該面積として算入する。

⑦その他／市長が認める場合

その他、市長が①～⑥と同等の効果があると認める手法であれば、「工場緑化等面積」に算定ができるものとしている。

⑧努力義務

環境マネジメントシステムの導入や、屋根等の高反射塗装、駐車場の保水対策等を努力義務としている。

工場立地法手続きの迅速化・簡素化に取り組んでいる事例 [p.16]

●新潟県糸魚川市

地方自治法の規定により、権限が都道府県より移譲されている糸魚川市では、ホームページ上で工場立地法の手続きについて、法律上の基準に抵触しないことが明らかなケースについては、90日の実施制限期間を10日まで短縮可能であることを公表している。

企業から相談があった際に、県、市担当者が届出内容につき、工場立地に関する準則に適合するかどうかを確認することで、届出があった際に迅速な承認を行うことが可能となり、これにより、工場立地を早く行いたいという企業ニーズに応えている。

産業構造審議会地域経済産業分科会
工場立地法検討小委員会 委員名簿

委員長	大西 隆	東京大学工学系研究科都市工学専攻 教授
委員	入江 信明	千葉県商工労働部産業振興課産業企画室長(第24-25回)
	岸本 浩明	尼崎市産業経済局産業振興課長
	下村 彰男	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
	高橋 俊之	千葉県商工労働部産業振興課産業企画室長(第26回)
	田淵 俊宏	株式会社小松製作所環境管理部長
	中村 健	川崎市経済労働局産業振興部工業振興課長
	半田 真理子	財団法人都市緑化機構 研究顧問
	飛田 恵理子	東京都地域婦人団体連盟生活環境部部長
	平山 隆一	住友化学株式会社レスポンシブルケア室環境・安全部長
	前田 博	財団法人 日本緑化センター専務理事
	松原 宏	東京大学大学院総合文化研究科教授
	渡井 理佳子	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	和田 正武	帝京大学経済学部 教授

(五十音順：敬称略)

〔オブザーバー〕

総務省消防庁国民保護・防災部防災課長
財務省理財局総務課たばこ・塩事業室長
国税庁課税部酒税課長
厚生労働省医政局経済課長
農林水産省総合食料局食品産業企画課食品環境対策室長
国土交通省総合政策局環境政策課長
国土交通省都市・地域整備局都市計画課長
環境省総合環境政策局環境影響評価課長

(官制順)

産業構造審議会地域経済産業分科会

工場立地法検討委員会 検討経過

第24回小委員会 平成23年1月28日（金）

- ・ 小委員会の公開について
- ・ 国内投資促進プログラムについて
- ・ 工場立地法の概要等について
- ・ 検討に当たっての論点について
- ・ 今後の進め方について

第25回小委員会 平成23年3月1日（火）

- ・ 工場立地法の運用状況について
（自治体からのプレゼンテーション）
- ・ 規制改革要望等を踏まえた工場立地法の運用のあり方について

第26回小委員会 平成23年4月20日（水）

- ・ 規制緩和要望等を踏まえた工場立地法のありかたについて